



平成22年7月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(八)第3080号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年6月18日

判 決

札幌市

原 告

訴訟代理人司法書士 鷲 津 直 樹

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 告 プロミス株式会社

代表者代表取締役 久 保 健

主 文

- 1 被告は、原告に対し、44万4656円及びうち18万8005円に対する平成13年9月6日から、うち25万4742円に対する平成21年10月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、

- (1) 貸金業者である被告との間で、平成9年11月13日から平成13年9月5日までの間、継続的に金銭消費貸借取引(以下「第1取引」という。)を行ってきた原告が、被告に対し、原告の弁済金を利息制限法の制限利率に従って充当計算すると、原告は、借入元本を完済し、なおこれを超えた

支払をしているとして、不当利得金（過払金）18万8005円の返還及び被告は悪意の受益者であるとして、過払金に対する年5分の割合による利息の支払を請求する事案

- (2) 貸金業者である訴外株式会社クラヴィス（旧商号株式会社クオークローン）（以下「訴外会社」という。）との間で、平成11年3月2日から平成19年9月27日までの間、継続的に金銭消費貸借取引（以下「第2取引」という。）を行ってきた原告が、同日、被告からの借入金により、それまでの訴外会社に対する約定元利金を完済し、同日から平成21年10月24日まで被告との間で継続的に金銭消費貸借取引（以下「第3取引」という。）を行ってきたが、平成19年9月27日、訴外会社から被告に契約上の地位が承継されたから、被告は、第2取引及び第3取引を一連一体として充當計算した過払金の返還義務があるとして、過払金25万4742円及び訴外会社及び被告は悪意の受益者であるとして、過払金に対する年5分の割合による利息の支払を請求する事案

である。

2 前提事実（争いのない事実及び容易に認定し得る事実）

- (1) 訴外会社及び被告は、貸金業法の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 被告は、第1取引により、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で、別紙計算書1のとおり、原告に金銭を貸し付け、原告から弁済を受けた。
- (3) 訴外会社は、第2取引により、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で、別紙計算書2番号1ないし100のとおり、原告に金銭を貸し付け、原告から弁済を受けた。
- (4) 被告は、第3取引により、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で、別紙計算書2番号101ないし129のとおり、原告に金銭を貸し

付け、原告から弁済を受けた。

3 争点(1) 被告は第2取引における訴外会社の契約上の地位を承継したか。

(原告の主張)

(1) 原告が被告からの借入金により、それまでの訴外会社に対する約定元利金を完済した平成19年9月27日当時、被告は訴外会社の株式を100%保有しており、訴外会社は被告の連結子会社として被告の一部門として扱われていた。

(2) 平成19年、被告の決定に基づき、訴外会社は全店舗を閉鎖し事業を縮小したが、これは被告の「消費者金融事業の再構築」の一環であり、被告は訴外会社の優良顧客を積極的に取り込み、「債権切替」と称して引き継いだ。その際、被告は、顧客らに対し、「債権切替」がプロミスグループの再編のためのものであり、顧客らに何ら不利益を与えない旨明言し、紛争が生じた場合の窓口は被告になる旨明示した。

(3) 原告が、平成19年9月27日「債権切替」に応じたのは、訴外会社からの電話及び文書の働きかけによる。その際、これはプロミスグループの再編に伴う訴外会社閉鎖によるもので、訴外会社の親会社である被告が契約を引き継ぐとの説明があった。今まで訴外会社との取引で使用していたカードは使えなくなるが、「債権切替」の手続きを取ることで、被告の顧客として取引ができる旨の説明を受けた原告は、契約が訴外会社から被告に引き継がれたものと認識した。また、第2取引と第3取引の貸付金利の差異は、切替契約を積極的に進めるために金利を下げて契約するというプロミスグループの戦略であったと言える。

(4) 被告は、訴外会社との間で、平成19年6月18日「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」に基づき業務提携契約を締結した。同契約には、切替契約をした顧客が過払金の返還を求めた場合、訴外

会社が負担する一切の債務につき、被告と訴外会社が連帯して責任を負うとの約定がある。

- (5) 以上の経過によれば、被告は、原告訴外会社間の契約上の地位を訴外会社から引き継いだものというべきであり、訴外会社の原告に対する過払金返還債務も承継した。よって、第2取引及び第3取引の充当関係は別紙計算書2のとおりとなる。

(被告の主張)

- (1) 第2取引は原告と訴外会社との取引であり、第3取引は原告と被告との取引であり、それぞれ、別当事者間の別取引である、被告が訴外会社を吸収合併したとか、その営業を譲り受けたとの事情もない。被告において、訴外会社が収受した過払金を返還する理由はない。
- (2) 第3取引開始日に、原告は、被告環状東苗穂支店を訪れ、被告に対し、新規借入を申し込んだ。被告は、同借入申し込みを受けて、本人確認書類として運転免許証のコピーを受領し、他社借入額を確認し、信用情報機関に照会をする等の与信審査の結果、原告との極度額50万円の極度借入基本契約を締結した。第2取引の約定利息の利率は年29.2%（甲2から算出）であり、第3取引のそれは年25.55%である。
- (3) 第3取引開始の際、被告は、原告に「プロミスカード」を新たに交付しているが、同カードは第2取引で使用することはできないし、当然、第2取引で使用していたカードを第3取引で使用することはできない。
- (4) よって、第2取引及び第3取引を一連一体のものとして充当計算すべきではなく、第3取引により、被告は原告に対し、貸金残債権47万8409円を有する。

- 4 争点(2) 被告は「悪意の受益者」か否か

(原告の主張)

訴外会社及び被告は、利息制限法を超える金利で貸付けをしていることを知りながら原告から返済を受けていたから「悪意の受益者」である。

(被告の主張)

被告は、判例、学説、立法者や取締官庁の見解等、その当時の合理的な資料に基づき貸金業法上要求される書面を整備し、任意性の要件を満たすよう業務を行ってきた。被告は、みなし弁済が成立すると認識しており、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。よって、被告は「悪意の受益者」ではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) 被告は第2取引における訴外会社の契約上の地位を承継したか。

(1) 証拠(甲1ないし10)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成19年9月27日、原告は、訴外会社に対し、第2取引の貸金残金(約定利率による計算の残金)49万8298円を完済した。

イ 上記弁済は、被告の店頭で、原告が被告から同日同額を借入れ、訴外会社への支払手続を被告担当者に依頼することにより行われた。顧客が被告及び訴外会社に上記手続を申し込む際に差し入れる申込書(甲6)には、不動文字で「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン/サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」、「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」との記載がある。

ウ 訴外会社が顧客に交付した「お客様へ重要なお知らせ」との文書(甲

9) には「この度、弊社は、平成19年10月を目途に営業を終了させていただくことになりました。」、 「現在、お取引いただいておりますお客様につきましては、弊社またはプロミス株式会社の店頭窓口において切替契約をお手続きいただくか、同封の申込書にてお申込みいただくことで、プロミスのお客様としてお取引いただくことができます。」との記載がある。

- (2) 以上の事実によれば、平成19年9月27日の原告の被告からの借入れ及び訴外会社に対する弁済は、専ら被告及び訴外会社側の主導のもと行われたものと認められる。さらに、被告と訴外会社との密接な関係及び(1)イ、(1)ウの文書の記載内容に鑑みれば、同日、原被告及び訴外会社間に、従前の訴外会社の契約上の地位を被告に移転するとの合意が成立したものと認められる。

原被告間で第3取引開始時に契約書が交わされた事実、被告の原告に対する与信審査等の事実の有無は、上記認定を左右しない。

よって、訴外会社の第2取引にかかる過払金返還債務は被告が承継する結果、第2取引及び第3取引を一連一体のものとして充当計算すべきであり、その充当関係は別紙計算書2のとおりとなる。

2 争点(2) 被告は「悪意の受益者」か否か

訴外会社及び被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項（平成18年改正以前のもの、以下同じ。）の適用が認められない場合には、訴外会社及び被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁平成18年1月13日判決の言渡以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことを理由として被告を「悪意の受益者」とすることはできないというべきである。

そうすると、平成18年1月13日以前の本件取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の、他の貸金業法43条1項の要件を充足するかを検討する必要があると解されるところ、被告はこの点について、第1取引ないし第3取引に関する具体的な主張立証をしていないこと、ほかに同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は認められないことからすれば、平成18年1月13日以前の本件取引についても、被告は民法704条の「悪意の受益者」となる。

よって、過払金に対する利息は別紙計算書記載1、2のとおりとなる。

- 3 以上によれば、原告の請求（第1取引における過払金18万8005円及びこれに対する平成13年9月6日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求並びに第2取引及第3取引における過払金25万4742円、平成21年10月24日までの利息1909円及び過払金25万4742円に対する平成21年10月25日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求）は理由がある認容し、主文のとおり判決する。

札幌簡易裁判所

裁判官 脇山 靖 幸

これは正本である。

平成22年7月16日

札幌簡易裁判所

裁判所書記官 山本和久



平成23年1月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(レ)第335号 不当利得返還請求控訴事件 (原審:札幌簡易裁判所平成22年(ハ)第3080号)

口頭弁論終結日・平成22年11月22日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久 保 健
同訴訟代理人弁護士	塚 田 渥
同訴訟復代理人弁護士	武 田 誠 章

札幌市

被 控 訴 人
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 本件は、貸金業者であるリッチ株式会社(平成14年4月1日に「株式会社

ぶらっと」，平成17年6月13日に「株式会社クオークローン」，平成19年1月2月1日に「株式会社タンポート」，平成21年5月1日に「株式会社クラヴィス」へと順次商号変更した。以下「クオークローン」という。）及び控訴人（以下，クオークローンと併せて「控訴人ら」という。）との間で，金銭消費貸借基本契約に基づき金銭の借入れと返済を繰り返した被控訴人が，控訴人に対し，被控訴人とクオークローンとの取引（以下「クオークローン取引」という。）及び平成19年9月27日付け金銭消費貸借基本契約に基づく被控訴人と控訴人との取引（以下「プロミス第2取引」という。）は一連のものとして計算すべきであって，利息制限法所定の制限利率を超える約定利息の支払を元金に充当すると過払金が生じており，かつ，控訴人らは悪意の受益者であるから，①控訴人との間の平成9年11月13日付け金銭消費貸借基本契約に基づく取引（以下「プロミス第1取引」という。）については，平成13年9月5日時点で，過払元金18万8005円が，②クオークローン取引及びプロミス第2取引については，平成21年10月24日時点で，過払元金25万4742円及び過払利息1909円が生じていると主張して，不当利得に基づき，その合計44万4656円及びうちプロミス第1取引による過払元金18万8005円に対するプロミス第1取引の最終取引日の翌日である平成13年9月6日から，うちクオークローン取引及びプロミス第2取引による過払元金25万4742円に対するプロミス第2取引の最終取引日の翌日である平成21年10月25日から，それぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求めた事案である。

(2) 原審では，①クオークローン取引とプロミス第2取引とを一連のものとして引き直し計算をすべきか否か，②控訴人らが民法704条の「悪意の受益者」に当たるか否かが争われた。

原判決は，控訴人，被控訴人及びクオークローンの間で，クオークローンの契約上の地位を控訴人に移転するとの合意が成立したものと認められ，クオークローン取引とプロミス第2取引とは一連のものとして引き直し計算をすべきであり（争点

①), 控訴人は「悪意の受益者」であるとして(争点②), 被控訴人の請求を全部認容した。

これを不服として, 控訴人が控訴を提起したものである。

2 前提となる事実(争いのない事実に加え, 各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア クオークローンは, 後記(3)アの取引の当時, 貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号により題名が「貸金業法」と改められた。以下「貸金業法」という。)による登録を受けた貸金業者であった。

イ 控訴人は, 貸金業法による登録を受けた貸金業者である。

(2) プロミス第1取引

被控訴人は, 控訴人との間の平成9年11月13日付け極度額方式の金銭消費貸借基本契約に基づき, 同日から平成13年9月5日までの間, 原判決別紙計算書1の「年月日」欄記載の各日に, 「借入金額」欄記載の金員の各借入れ又は「弁済額」欄記載の各金員の弁済を行った。同契約の約定利率は, 利息制限法所定の制限利率を超えるものである。(甲1)

(3) クオークローン取引及びプロミス第2取引

ア 被控訴人は, クオークローンとの間の極度額方式の金銭消費貸借基本契約に基づき, 平成11年3月2日から平成19年9月27日までの間, 原判決別紙計算書2の1項から100項までの「年月日」欄記載の各日に, 「借入金額」欄記載の金員の各借入れ又は「弁済額」欄記載の各金員の弁済を行った(クオークローン取引)。同契約の約定利率は, 利息制限法所定の制限利率を超えるものである。(甲2)

イ 被控訴人は, 平成19年9月27日付けで, 控訴人と極度額方式の金銭消費貸借基本契約を締結し, 同日, クオークローン取引の約定残債務に相当する49万8298円を控訴人から借り入れ, 控訴人に振込みの代行を依頼して, 同額をクオ

ークローンに弁済した（甲2，3，乙3，10）。

ウ 被控訴人は、上記イの控訴人との間の契約に基づき、平成19年9月27日から平成21年10月24日までの間、原判決別紙計算書2の101項から129項までの「年月日」欄記載の各日に、「借入金額」欄記載の金員の各借入れ又は「弁済額」欄記載の各金員の弁済を行った（プロミス第2取引）。同契約の約定利率は、利息制限法所定の制限利率を超えるものである。同契約の約定利率は年25.55%であり、約定遅延損害金率は年29.2%である。（甲3，乙3）

(4) 控訴人による相殺の意思表示

控訴人は、平成22年6月18日に行われた原審第2回口頭弁論期日において、プロミス第1取引による過払金返還債務とプロミス第2取引による貸金返還請求権とを対当額で相殺するとの意思表示をした。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 争点①（クオークローン取引とプロミス第2取引とを一連のものとして引き直し計算をすべきか否か。）

（被控訴人の主張）

以下のとおり、クオークローン取引とプロミス第2取引とを一連のものとして引き直し計算をすべきである。

ア クオークローンから控訴人へ契約上の地位が譲渡されていること

クオークローンから控訴人への契約切替ないし債権切替は、クオークローンの完全親会社である控訴人の主導の下、控訴人の経営戦略の一環として、クオークローンが消費者金融事業を廃止するのに伴い、控訴人がクオークローンの顧客を承継することを企図して行われたものであり、クオークローンの顧客に対しては、単なるプロミスグループ再編の結果であって不利益を与えることなく、控訴人との間で従前と同様の取引が可能であると説明して、切替契約をするように働きかけ、クオークローン取引では引き直し計算をすると既に過払金が生じているのに、約定残債務が存在すると被控訴人に誤信させ、控訴人との契約に誘導した。このように、契約

切替は控訴人の経営戦略の一環として行われたものであり、被控訴人はこれに協力したにすぎない。また、契約切替の手続、残高確認書兼振込代行申込書の記載内容からすると、被控訴人としては、手続として書類を作成することはあっても、これまでと同様の取引を継続するために必要な手続であり、貸主が子会社から親会社に交代しただけで、クオークローンの債権債務を控訴人が引き継いだと認識するのが通常である。控訴人も、控訴人らの業務提携契約に併存的債務引受条項（5条2項）を設けたことから、クオークローンの顧客に対する過払金が生じていることを認識しながら、これを承継する意思であったといえる。

控訴人らは、平成19年6月18日、「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」に基づいて業務提携契約を締結し、クオークローンが控訴人への切替契約の申込みの取次業務等を行うこと、切替契約をした者が過払金の返還を求めた場合には、控訴人らが連帯して責任を負うことなどが定められている。そして、控訴人は、平成21年3月31日にクオークローンの全株式をネオラインキャピタル株式会社に譲渡するまでは、クオークローンとの取引を含めた過払金の支払に依っていたにもかかわらず、同日以降は、クオークローンとの取引による過払金の支払義務はないと主張している。控訴人は、クオークローンの営業債権の大部分を吸い上げることにより、クオークローンの事業継続を事実上不可能にし、クオークローンに対する過払金返還請求も極めて困難にした。

以上によれば、前提となる事実(3)イの契約切替により、控訴人は、クオークローンから貸主たる地位を承継したとするのが、当事者の合理的意思に合致し、被控訴人は、残高確認書兼振込代行申込書を提出して、これに同意した。

イ 控訴人がクオークローン取引とプロミス第2取引とを別個のものと主張することが信義則に反すること

控訴人は、一部上場企業として、また、社会的にも、上記アのような脱法行為、知識の乏しい一般消費者をいわば欺罔したのであるから、形式的に控訴人と新たな契約を締結したことをもって、クオークローン取引とプロミス第2取引との一連計

算を否定することは、信義則に反し、許されない。

(控訴人の主張)

以下のとおり、クオークローン取引とプロミス第2取引とは、別の当事者間の別の取引であり、一連のものとして引き直し計算をすることはできない。

ア クオークローンから控訴人へ契約上の地位が譲渡されていないこと

(ア) 平成19年9月27日に、被控訴人は、控訴人の環状東苗穂支店を訪れ、控訴人に新規借入れを申し込んだ。同支店は、クオークローンの支店とは別の場所であり、クオークローンと被控訴人との取引を扱えるはずもないから、被控訴人が控訴人との取引を開始するために訪れたことは明らかである。そして、控訴人は、与信審査を含めた新規契約を締結するための手続を経て、固有の判断に基づき、被控訴人と新たな取引を開始した。この際、控訴人は、被控訴人に、プロミスカードを新たに交付しており、当然、クオークローン取引において使用されていたカードをプロミス第2取引で使用することはできない。さらに、プロミス第2取引の約定利率は年25.55%であり、クオークローン取引の約定利率である年29.2%よりも4%近く低い利率となっている。そして、クオークローン取引とプロミス第2取引とでは、会員番号も異なるものとなっている。

(イ) 契約切替の内容は、被控訴人がクオークローンに対して負っていた約定債務と同額の金員を控訴人が被控訴人に貸し付け、本来、被控訴人自身がクオークローンに弁済すべきところ、被控訴人の依頼を受けて、控訴人が弁済を代行したというものであり、いわゆる借換えにすぎないことは、残高確認書兼振込代行申込書の記載や被控訴人の署名があることから明らかである。また、同申込書の末尾に紛争等の窓口が控訴人となるとの記載があるが、これは、文字どおり、クオークローンとの取引などによる紛争について、控訴人が事実上の折衝の窓口、つまり取り次ぎないし受付になることを意味するにとどまり、契約上の地位の承継は意味しない。さらに、残高確認書兼振込代行申込書によると、クオークローン取引に関する書類は破棄されているところ、仮に契約上の地位の譲渡であれば、これらの書類は破棄

されないものである。

また、クオークローン作成の「お客様へ重要なお知らせ」には、貸主たる地位の移転の記載やそれを示唆する記載もなく、クオークローンが営業を終了するため今後は借入れができないこと、控訴人から借入れをするには切替契約が必要であること、この切替契約がどのようなものかは店頭窓口において説明を受けないとわからないことしか判明しないのであって、貸主たる地位の譲渡を推認することはできない。

さらに、控訴人らの業務提携契約書にある併存的債務引受条項は、貸主たる地位の譲渡を否定する事実である。なお、同条項は、平成20年12月15日に撤回されている。

(ウ) 控訴人は、クオークローンを吸収合併したり、事業譲渡を受けたりはしていないから、控訴人において、別会社であるクオークローンが収受した過払金を返還する理由はない。

イ 控訴人がクオークローン取引とプロミス第2取引とを別個のものと主張することは、信義則に反しないこと

契約切替は、顧客にその趣旨を説明して、顧客の選択によってなされたもので、正当な貸付行為である。

(2) 争点② (控訴人らが民法704条の「悪意の受益者」に当たるか否か。)

この点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄第2の4記載のとおりであるから、これを引用する。

(3) 争点③ (相殺の可否)

(控訴人の主張)

上記(1) (控訴人の主張) のとおり、控訴人はクオークローン取引による過払金返還債務を承継しないから、プロミス第2取引の貸金元金47万8409円を自働債権 (なお、同取引に係る基本契約は、「支払停止となったとき」を期限の利益喪失事由としているところ、被控訴人は、平成22年4月7日、本件訴訟を提起して支

払を停止し、期限の利益を喪失した。)として、プロミス第1取引による過払金返還債務受働債権として、前提となる事実(4)のとおり、対当額で相殺するとの意思表示をした。

(被控訴人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①(クオークローン取引とプロミス第2取引とを一連のものとして引き直し計算をすべきか否か。)について

(1) 前提となる事実及び当裁判所に顕著な事実に加え、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア クオークローンから控訴人への契約の切替え

(ア) 控訴人は、貸金業者が既に過払金返還請求訴訟の増加や貸金関連法令の厳格化などに直面するようになっていたころである平成19年4月1日から平成20年3月31日までの会計年度において、グループ全体として、消費者金融事業の再構築に取り組み、平成19年6月には、その完全子会社であるクオークローン及びサンライフ株式会社(以下「サンライフ」という。)と控訴人との間で業務提携契約を締結し、クオークローン及びサンライフにおいては、同月1日から新規申込みの受付を中止し、同年7月2日から同年9月30日までに、その貸金債権を控訴人に切り替える手続(切替契約)を実施することなどを内容とする「国内金融子会社の再編」に関する施策概要を発表した(甲4,乙14)。そして、クオークローン及びサンライフは、全店舗を閉鎖して両社の事業を縮小し、同年11月までに、営業貸付金債権のほとんどについて、内容別に控訴人又はグループ会社であるパル債権回収株式会社(現在の商号は「アビリオ債権回収株式会社」である。)に譲渡し、サンライフは同月1日付けで、クオークローンは同年12月1日付けで、それぞれ貸金業を廃業し、残存債権の回収を行っている(甲4,5)。

(イ) 控訴人らは、平成19年6月18日、同日付けでサンライフも含めた3社で

締結した「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行のうち、控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される控訴人が取り扱う極度額方式の基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約（以下「切替契約」という。）におけるクオークローンの媒介業務などについて、次の内容を含む業務提携契約書を取り交わした（甲10）。

a 控訴人は、切替契約に係る申込みや必要な書類の取次業務、切替契約を申し込んだ顧客に対する切替契約に係る申込書、パンフレットその他の案内文書の配布及び送付業務、切替契約の対象となる顧客のデータ分析業務、これらに付随する業務をクオークローンに委託する（3条1項）。

b 控訴人は、控訴人の営業店（自動契約機も含む。）で顧客からの申込受付を行い、クオークローンは、クオークローンの営業店で顧客からの申込受付を行う。切替契約を申し込む顧客が来店できない場合は、通信手段による申込受付を行うものとする。（4条2号）

c クオークローンが顧客に対して負担する利息返還債務及び当該債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが顧客に対して負担する一切の債務について、控訴人らが連帯してその責めを負うものとし、両者の負担部分は、控訴人0割、クオークローン10割とする（5条2項。以下「併存的債務引受条項」という。）。

d 控訴人らは、顧客に対して、切替契約後におけるすべての紛争に関する申出窓口を控訴人とする旨を告知する（5条3項）。

(ウ) クオークローンは、平成19年7月2日ころから、その顧客に対して、店頭、自動契約機での案内、ポスターの掲示、架電や、「お客様へ重要なお知らせ」と題する文書（甲9）などの案内文書を郵送するなどの方法で、控訴人への契約の切替えを勧誘していった（甲9、乙14）。

上記「お客様へ重要なお知らせ」と題する文書（甲9）には、クオークローンが平成19年10月を目処に営業を終了すること、これに伴い、全店舗を閉鎖し、提

携ATMの提携を解消するため、クオークローンのカードを使用できなくなること、
「現在、お取引いただいておりますお客様につきましては、弊社またはプロミス株式会社（以下、プロミス）の店頭窓口において切替契約をお手続きいただくか、同封の申込書にてお申込みいただくことで、プロミスのお客様としてお取引いただくことができます。」などと記載されているとともに、これよりも小さな字で、末尾に、返済をお願いするものではないこと、控訴人への切替契約を強制するものや、商品を勧誘するものではないことが注記されている（甲9）。

(エ) 切替契約を締結する際に、クオークローンの顧客が控訴人らに提出する残高確認書兼振込代行申込書には、不動文字で、「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン／サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」との記載があり、1として、クオークローンに対する債務の同申込書の受付日時点での元本、利息、元利合計、2として、クオークローンに対する債務を完済するために、振込代行を依頼すること、4として、「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン／サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と記載されている（甲6、乙10）。

(オ) クオークローンは、その顧客に対して切替契約に応じるよう勧めていたが、平成19年10月17日以降、切替契約の締結に至らなかった顧客に対する営業債権を控訴人に譲渡した（乙14）。

(カ) 控訴人らは、平成20年12月15日付けで「業務提携契約書に係る変更契約書」を締結し、上記(イ)の業務提携契約のうち、上記(イ)cの併存的債務引受条項を、クオークローンが顧客に対して負う一切の債務はクオークローンのみが負うものとし、控訴人はこれについて何ら債務及び責任を負わない旨の条項に、また、上記(イ)dの条項を、クオークローンに対する過払金返還請求の窓口は平成21年4月1日

からクオークローンのみに、それぞれ変更した（乙17）。

(キ) クオークローンは、平成19年12月1日付けで貸金業を廃業した後、平成21年3月31日にネオラインキャピタル株式会社の完全子会社となり、控訴人とのグループ関係を解消した（甲4，5）。

イ 被控訴人の契約切替え

(ア) クオークローンの担当者は、被控訴人に対しても、被控訴人が前提となる事実(3)イの契約切替を行う数日前である平成19年9月下旬ころに、電話を架けて、控訴人への契約切替を勧誘した（甲8）。

(イ) 被控訴人は、平成19年9月27日、控訴人の環状東苗穂支店において、上記ア(エ)の残高確認書兼振込代行申込書を控訴人に提出して、控訴人との間で、借入限度額を50万円とする極度額方式の金銭消費貸借基本契約を締結し、クオークローンに対する約定利率で計算した残債務相当額を借り入れ、控訴人に振込みの代行業を依頼し、クオークローンに弁済をした（甲2，3，乙2ないし4，10）。

(ウ) 被控訴人は、上記イ)の本件契約切替の後、前提となる事実(3)ウのとおり、控訴人の顧客として、取引を継続した。

(2) 上記(1)アの認定事実によれば、控訴人は、相次ぐ過払金返還請求訴訟や貸金業法の改正規定の施行といった事業環境の悪化に直面し、その完全子会社であるクオークローン及びサンライフを含めた事業の再編を行って両社の事業を廃止し、消費者金融事業を控訴人に集約して、クオークローンの顧客のうち今後も取引が見込める顧客については、クオークローンに代わって控訴人が貸主となって取引を継続することを意図していたものと認められる。そして、控訴人がクオークローンに対する約定利率で計算した残債務相当額を貸付けて、クオークローンへの振込みを代行することなどを内容とする切替契約の締結をクオークローンの顧客に勧めたのは、控訴人において、クオークローンの顧客を引き継ぎ、自ら貸主となって当該顧客との取引を継続すること（なお、乙14によると、切替契約ではなく、クオークローンから控訴人に債権が譲渡された場合には、その後の貸付けはできないという。）

を意図したものと推認することができる。そうすると、クオークローンからの契約の切替えは、その実質においては、クオークローンから控訴人への貸主たる地位の譲渡に当たるものと評価することができるというべきである。

また、切替契約による残債務弁済資金の貸付けを形式的にみると、控訴人においては従前クオークローンがその帳簿上有していた引き直し計算前の貸付債権と同額の貸付けをもって継続的金銭消費貸借取引を開始できる一方、引き直し計算をするとクオークローンが顧客に対して過払金返還債務を負うような場合についても、事業の廃止が予定され、過払金返還の資力が乏しくなることが予想されるクオークローンのみがこれを負うことになり、顧客の過払金返還請求に対する責任ないし引き当てをグループ会社間の思惑によって不当に制限することにもなりかねない（なお、上記(1)ア(イ)のとおり、当初の業務提携契約書において、控訴人とクオークローンとの併存的債務引受条項が盛り込まれたのは、控訴人において、当初は、こうしたクオークローンの顧客の不利益を回避しようとする意図があったとも考えられる。）。そして、切替契約の実質、とりわけ、クオークローンが控訴人の完全子会社であつて、控訴人はその支配力を背景に上記のような事業再編を企図したこと、クオークローンとともに、クオークローンの顧客が切替契約に応ずるように働きかけ、その際、顧客が受け得る不利益について注意を喚起したような事情はうかがわれず、あたかもクオークローンとの従前の取引を控訴人との間で引き継ぐと期待させるような案内や対応がされたこと、被控訴人と控訴人との切替契約が締結されたのは、貸金業者に対する過払金返還請求が相次いでなされるようになった後であること、控訴人からの貸付金が被控訴人に現実に交付されずにクオークローンに支払われていることなどの諸事情にかんがみると、控訴人が主張するような切替契約の形式的な解釈によって、控訴人がクオークローンの顧客に対する過払金返還債務を一切免れるとすることは、信義則に照らしても相当とはいえず、控訴人は、上記のような切替契約の実質によって、クオークローンから被控訴人との取引上の地位を承継したものと評価すべきである。

(3) これに対して、控訴人は、プロミス第2取引の開始に当たって、与信審査を含めた新規契約を締結するための手続を経て、固有の判断で、新たな取引を開始したと主張し、また、契約切替は、同業他社への借換えにすぎないと主張する。

しかし、本件における契約切替は、より低い金利で借入れをして既存債務を集約するなどといった一般的に行われる借換えのように借主側の都合によって行われたのではなく、上記(2)のとおり、控訴人のグループ再編のために行われたものというべきであるから、控訴人との間で新たな契約を締結して、金員を貸付け、顧客の依頼によって振込みを代行するという形式を採ったり、クオークローン取引に関する書類が被控訴人に返却されることになっていたりしても、その実質が、貸主たる地位の譲渡であることを否定することはできず、上記の結論を左右しないというべきである。

また、控訴人は、控訴人らの業務提携契約書に併存的債務引受条項があることは、貸主たる地位の譲渡を否定する事実であると主張する。

しかし、上記(2)のとおり、併存的債務引受条項は、契約切替を形式的に解釈することによるクオークローンの顧客の不利益を回避するために盛り込まれたものとも考えられるし、同条項の存在から、直ちに実質的な貸主たる地位の譲渡を否定すべきものということもできない。

なお、クオークローン作成の書簡(乙6)には、契約切替をした顧客とクオークローンとの取引は終了しており、債権譲渡や契約上の地位の譲渡はしていないと記載されているが、被控訴人との取引に関するものではないことは明らかであって、上記(2)の判断を左右するものではない。

(4) 以上によれば、控訴人は、前提となる事実(3)イの契約切替によって、クオークローンから、被控訴人との契約における貸主たる地位を承継したものであるというべきであって、クオークローン取引とプロミス第2取引とを一連のものとして引き直し計算を行うべきである。

2 争点②(控訴人らが民法704条の「悪意の受益者」に当たるか否か。)に

ついて

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超過した約定利率で金銭の貸付けを行った場合、貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得したと推定されるというべきである。

そして、前提となる事実(1)ないし(3)のとおり、控訴人らは貸金業者であり、制限利率を超過する約定利率で被控訴人に貸付け、弁済を受領していたところ、控訴人は、貸金業法43条1項の適用要件を具備すること又は上記の特段の事情が存在することについて、クオークローンについては何ら具体的な立証をせず、控訴人については、プロミス第2取引に係る平成19年9月27日付け金銭消費貸借基本契約に関する「契約内容記録（プロミス保管用）」と題する書面（乙3）を提出するのみで、ほかに何ら具体的な立証をしない。

したがって、控訴人らは、過払金発生の時点から悪意の受益者であったと認めることができ、その時点から利息金を支払う義務を負うというべきである。

3 争点③（相殺の可否）について

上記1のとおり、クオークローン取引とプロミス第2取引とは、一連のものとして引き直し計算をすべきであるから、原判決別紙計算書2のとおり、過払金が発生しており、貸金残元金等は存在しないから、控訴人の主張する自働債権が存在しないことになり、控訴人の相殺の主張には理由がない。

4 まとめ

以上の判断に基づいて、プロミス第1取引について引き直し計算をすると、原判決別紙計算書1のとおりとなり、クオークローン取引及びプロミス第2取引について引き直し計算をすると、原判決別紙計算書2のとおりとなる。

第4 結論

以上によれば、原判決はその結論において相当であって、本件控訴は理由がない

から、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 口 紀 子

裁判官 岸 田 航

裁判官 本 多 健 一

これは正本である。

平成 23 年 1 月 31 日

札幌地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 松 村 英 樹